

平成28年第4回竹原市議会定例会議事日程 第3号

平成28年12月13日(火) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宇野 武則 議員
- (2) 宮原 忠行 議員
- (3) 堀越 賢二 議員

平成28年12月13日開議

(平成28年12月13日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口 広 崇

議会事務局長次長 住田 昭 徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第3を配付致しております。この日程表のとおり会議を進めます。昨日に引き続き、一般質問を行います。

日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

質問順位4番，宇野武則議員の登壇を許します。

12番（宇野武則君） おはようございます。通告に従って一般質問を行います。

1点目として、情報公開条例について伺います。

国は平成11年5月、行政機関の保有する情報の公開に関する法律を制定。第25条では、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、保有する情報公開に関する必要な施策を策定し、実施に努めるとあります。

本市は、平成11年12月22日、情報公開条例を制定。市はどのような施策を策定し、条例運用されているのか伺います。

2点目として、公文書取り扱いについて伺います。

私はこの2年間、竹原市情報公開条例に基づき、様々な公文書の提出を求めてまいりました。そのうちの一例として質問致します。

平成26年8月19日、創建ホーム株式会社から市長宛てに街路樹移植承諾願が提出されている。提出者氏名は渡辺昌彦氏であります。市長に提出される文書については、会社の代表者が一般的と思うが、創建ホーム株式会社内における渡辺昌彦氏はどのようなポストにおる方か、また押印も判別できないが、押印する必要はないと理解してよいのか伺います。

次に、提出書類の内容について伺います。

移植理由として交通事故防止のための視界確保とあるが、何が視界の障害になるのか伺います。

工事期間として平成26年10月1日から平成26年10月15日、この工事期間とはどのような内容か伺います。

移植樹木の樹種及び本数、篠竹12本とあるが、この地域は約30年間植樹された市木名は孟宗竹と認識しているが、なぜ篠竹なのか伺います。

4として添付書類、国道、県道又は市道道路施工承認書の写し、位置図、現況図、計画平面図。条件として、移植の際は造園業者に施工してもらい、市の指定する場所に移植とあるが、以上の点について市長の答弁を求めます。

3点目として、銀行跡地小公園について伺います。

1として、竹原市は株式会社中央鑑定所にいつから土地鑑定等の依頼をされてきたのかお伺いします。

2として、銀行跡地用地購入については、市の依頼で中央鑑定所は3.3平米、坪単価19万2,000円と鑑定評価されておりますが、竹原市においても周辺不動産等について独自の評価基準があると思うが、評価額については内部調整が行われたのか伺います。

3として、銀行跡地用地を竹原市へ移転登記されたのは平成26年2月12日と答弁されているが、間違いはないのか再度確認致します。

4点目として、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅について伺います。

1として、本年9月議会において私の質問に対して、市立体育館5,000万円の積算根拠については、国交省の鑑定評価基準第1章第1節、その他によるものと答弁されている。5,000万円の解体費に対して、現実に解体を受注した下請業者は1,300万円であります。差額の3,700万円について納税者である市民に対し、理解できる詳細な説明を求めます。

2として、国交省の不動産鑑定評価基準についての答弁は市の判断によるものか、あるいは鑑定会社の指示によるものか伺います。

3として、鑑定会社が解体を積算した事例は3例あると答弁されている。議会答弁でありますので、当然鑑定会社に対して事実関係を確認の上、答弁されたと思うが、鑑定会社の誰に確認されたのか伺います。

4として、市立体育館跡地売却時、土地の再評価を実施されている。その理由として、第1回から期間が経過と答弁されているが、第1回とはいつのことなのか、正確な年月日を示してください。あわせて、固定資産税評価基準による路線価の改定は何年に評価がえを行ったのか伺います。

5として、旧たけはらふれあい館について伺います。

この問題については、既に数回にわたり質問してまいりました。改めて、法解釈を含め

質問致します。

本施設は、教師定年者2名が主に開設されたものであります。当時の施設運営費は寄附金使用料でありました。

1として、平成21年だけはらふれあい館に対し、福祉関係4事業、教育委員会1事業を事業委託。委託料約2,000万円弱であります。委託前の各事業に対する人配、委託後はどのように処遇されたのか伺います。

2として、家賃設定時、事業の継続性からとあるが、この施設は市が要請して開設したのではないと理解しているが、継続するか廃止するかは施設の判断と思うが、継続の必要性はあったのか伺います。

3として、契約行為は双方の合意によって成立するものと理解しておりますが、平成21年家賃の賃貸借契約が締結。各年度の賃貸料を定めたものとあるが、この建物は築30年余に関わらず、賃貸料は毎年増額改定する特約事項があったのか伺います。

4として、自動ドア修繕費について、民法の法解釈について顧問弁護士との協議とあるが、その内容について伺います。

5として、本件修繕は賃貸契約書15条に規定されている協議に基づき、双方合意によって賃借人が負担とあるが、家賃の賃貸料は家主の収益分と家屋の維持修繕及び事務経費等一括したものが賃貸料となるもので、これは法的にも一般的にも確定しているものであります。委託料2,000万円弱のうち、家賃の増額改定や自動ドア修繕費は想定内の委託費なのか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

答弁次第によっては、自席で再質問を行います。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 宇野議員の質問にお答え致します。

まず、1点目の御質問についてであります。本市におきましては平成11年12月22日に竹原市情報公開条例を制定し、平成12年4月1日から施行致しております。この条例において、公開請求の対象となる公文書は実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び写真であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものとなっており、公開請求することができる者についても、この条例において必要事項を定めております。

また、公開の可否等の判断につきましては、条例第6条の規定に基づき、法令秘情報、個人情報、法人等情報、生命等保護情報、国等協力関係情報、合議制機関等関係情報、意思形成過程情報及び市政運営情報についての適合性を審査するほか、公開請求を行う時点や請求の対象となる事項に係る関係法令の内容等も含め、総合的に勘案した上で判断しているところでございます。

次に、2点目の御質問についてであります。本件の街路樹移植承諾願いにおいては、申請者の住所、氏名、担当者等を記入することとなっており、社印が押印された申請企業名と担当者名が記載されていることから、企業的意思として申請書が提出されたものとして受理したものでございます。

移植理由である交通事故防止における視界の障害につきましては、街路樹が成長し、葉が繁茂することやその重さで倒れかかることなどにより、敷地からの出入り時に車両や歩行者を視認しづらくなることを想定致しております。

工事期間につきましては、今回の申請による街路樹の撤去及び篠竹の植樹工事の施工期間を示したものであります。

移植樹木の樹種を篠竹としたことにつきましては、今回の申請箇所において交通安全上の課題もあることから、低木として篠竹を植えることを市が認めたものであります。

添付書類につきましては、まず道路施工承認の写しについては、街路樹に関する撤去や植樹であったことから添付を求めておりませんでした。また、位置図、現況図、計画平面図は添付されており、施工は造園業者によるものとなっております。

議員御指摘のとおり、従前の街路樹の移植等に伴う申請、承認に係る様式については、施工内容や承認条件がわかりにくいものとなっていたことから、平成28年10月に様式等の変更を行い運用しているところであります。

次に、3点目の御質問についてであります。銀行跡地につきましては、栄えた町並みの魅力を後世に伝え、普明閣への眺望などの景観向上と憩い・交流の場づくりを目的として、平成26年3月に小公園「酔景の小庭」を整備致しました。

御質問にある土地鑑定等の依頼時期につきましては、正確な資料がございませんが、本市においては昭和57年度ごろから依頼しているところであり、この小公園の整備事業につきましては、平成25年10月21日付けでの鑑定評価の報告を受けております。

鑑定評価の内部調整につきましては、不動産の鑑定評価額は専門資格を持つ不動産鑑定士が算定して提出されたものであり、内部調整できるものではありません。また、用地の

移転登記につきましては、平成26年2月12日に行っているものであります。

次に、4点目の御質問についてであります。子育て世帯向け地域優良賃貸住宅につきましては、コンパクトな住みよいまちづくりの実現と子育て世代の中心市街地への定住を促進するため、民間事業者が建設した住宅を市が借り上げ、供給するものであります。

こうした中で、旧市立体育館の解体費約5,000万円につきましては、この旧市立体育館のある土地を売却し、その土地において民間のノウハウを活用した事業を行うためのものであり、不動産鑑定士が不動産の価値として算定したものであることから、公共建築物の解体工事を発注する場合とは異なるものであります。

不動産鑑定評価基準につきましては、不動産鑑定士が鑑定評価を行う際の基準として国土交通省が示す指針であり、市の判断で答弁したものであります。また、不動産鑑定士にも確認しているところであります。また、鑑定会社が解体費を積算した事例の有無につきましては、個人ではなく鑑定会社に確認したものであります。

第1回目の鑑定評価の時期につきましては、平成25年10月24日付けでの鑑定評価の報告となっており、固定資産税における路線価の決定につきましては、前回平成24年に実施され、一般的には3年間改定が行われませんが、平成25年と26年においては地価の下落が大きく、市内の全域において価格の修正が行われているものであります。

次に、5点目の御質問についてであります。NPO法人ふれあい館ひろしまへの委託等による人員配置等の推移につきましては、教育相談事業について相談員が2名から1名に体制の変更を行いましたが、多様化する保育ニーズに対応するため、より効果的、効率的に細やかな対応を行うことを目的として拡充された子ども、子育て支援等に関する事業を新規に民間事業者において実施したものであることから、人員等に大きな変更はないものであります。

事業継続の必要性につきましては、同法人が受託事業等も含めた法人活動の中・長期的に当該施設において継続して実施するとの判断のもと、同法人の施設所有者の双方で協議の結果、平成21年度以降段階的に当該年度ごとの賃貸借料を定め、一定の額の賃借料を負担していくこととして毎年度協議の上契約を行っているもので、特約事項については特に定めてはいないものと伺っております。

委託事業等につきましては、働く女性の増加や生活、就労形態の変化などにより保育環境等に対するニーズも多様化している状況にある中で、必要であると判断し、それぞれの事業者に事業を委託し実施しているものであります。

顧問弁護士との協議につきましては、御指摘の自動ドアの修繕に関する法律解釈について、委託事業等の実施に伴う建物賃貸借契約に対する委託料等の支出の適法性について相談を行ったものであり、民法第606条第1項、賃貸人の修繕義務の規定については、強制規定ではなく任意規定であるため、特約事項等で賃借人が修繕を行うことができることとされていることから、建物賃貸借契約書の契約条項第15条に規定されている協議により、賃借人が自動ドアの修繕を行ったもので適法と考えるとの判断に至ったものであります。

委託経費の想定につきましては、まず賃貸借料については同法人と施設所有者の双方で協議し、決定された賃貸借料を市において建物の規模等から適正な額であるかについて当初予算編成の段階で判断し、執行したものであります。

自動ドアの補修費用につきましては、この支出が当該修繕に特化して上積みしたのではなく、自動ドアの不具合が生じた平成23年4月以前において平成23年度当初予算として編成した委託料予算の範囲内で事業者が支出を行ったものであり、事業者の裁量の範囲内での執行であると認識しているものであります。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） それでは、1点目の情報公開制度についてでございますが、私の質問の本旨ですが、今市長の答弁でありますいろいろな公開に関する第6条の規定に基づき、こういうものではないのです、私の質問の本旨というのは。例えば公共事業とか市民の身近な問題についての整備をしておかないと、普通は一般市民が今答弁された内容で情報公開請求することはないのです、ほとんどは。これは国との直轄ですから、私どもは市民生活にそう影響を与えるものではない。

ただ、ここにいろいろあるのです。あるのですが、例えば工事で主任技術者の名前はそのままある、生年月日が黒に塗られている。銀行の跡の下請名簿の中に金額はあった、1回目は。2回目は消している。市民は何を信じて請求したらいいのかよくわからないのですが、ここを私は、市民の身近な生活に関係するものの公文書についての公開は、各課が一定の基準を定めて、ここまでは公表する、ここまでは公表しないという一貫性がないと、信用できないでしょう。これから質問に出るふれあい館もそうなのです。前は、名前はあるのだが平仮名だけ消しているのです。これで何が情報公開なのですか、個人情報ですか。個人情報で消すのなら、全部消さないという意味がない。名前の漢字は消していない、平仮名だけ消している。

公文書取扱の責任者は、どういう感覚でやっているのか。やっぱり全課長が集まったところで一応ここまでの基準はこうだあだということを決めないと、もう17年になるのです。ばらばらです、見たらよくわかるのですが。全く消していないものがあるし、同じ公共事業でもあそこを消したりここを消したり、ばらばらなのです。行政の一体化ということで、一体的に運営しないといけないのですが、竹原市の現状をそのままあらわしたような公文書の取り扱いであるということを目指だけしておきます。

今後、副市長が中心になるのかわかりませんが、やっぱり一応整理をして。それから、今言うように国の方まで広げてそうそう請求するものはないのです。身近な問題をどこまで公開するか、非公開にするか。上の名前はあがるが下の生年月日を消すような、生年月日を何のために消すのかよくわからないのですが、不思議な市になったのだなというような気が致します。

それから、この点については今後市民から、そういう時代ですから、今東京も情報公開でいろいろ議論がされておりますが、やっぱり市民のための情報公開ですから、こういうものを竹原市はやっているのだというように、正確にその一つ一つの事業にちゃんとしたまとめがあれば、ここを消してここを消さないというようなことをする必要は絶対はないと思うのですが、その点について副市長、答弁をお願いします。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 過去におきまして、情報公開で提出させて頂きました書類の部分につきまして、不整合があった部分につきましては、昨年度から統一的に総務課の方で一元的に管理を行った上で、どういう情報を出す、出さないという部分をその事案ごとに判断して行うという形にしておりますので、今後も引き続き適切な対応がとれるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） よろしく申し上げます。

それから、2番目の市木の問題でございます。

本市は、昭和53年に竹を市木と選定致しております。以後、全国都市景観百選にも選ばれ、市民、観光客に親しまれてきたことは御承知のとおりであります。

竹原市の市役所の前にかつて商工会議所の会頭さんが音頭をとられまして、バンブーパートナーシップモデル事業ということで14株、3本でおそらく20万円ぐらいだったと

と思いますが、そこに、この事業は市民、企業及び地域住民、団体等と行政とのパートナーシップにより竹原市が管理する道路に市木である竹の街路樹をモデル的に整備することにより、個性豊かなまちづくりを推進しようというものです。植樹した竹は、竹自体や葉に線状が入っているキンメイモウソウチクです。次の企業、団体の協力により実施したものです。アヲハタ株式会社、株式会社アヲハタ興産、NTT西日本、キムラ、タクボ精機製作所、竹原金融懇談会、竹原医師会、テクノエイド株式会社、電源開発竹原火力発電所、東邦亜鉛契島製錬所、三井金属竹原製錬所、タイム、竹原観光協会、竹原郵便局、この14社であります。この平成26年9月19日申請の竹原中通線樹木等移植について、条件付して承諾する。

今市長の答弁で篠竹という、こういう企業団体もおられますし、今回のような孟宗竹を篠竹という、篠竹はいつ変えたのか。私が質問したら、早速市民から写真が送られてきました。これは解体前です、解体前の写真が3枚。これです、これはまだテントを張っていない、これは解体前でテントを張っている。

それで、まず市長に対する申請書で、私はあまりにもお粗末だと思うのです。この申請書の渡辺昌彦氏、普通は現場管理人とかというような名称があつてしかるべきだということになるので私には思います。ゴム印を押して名前を書いたら誰でもいいのですかということになるので。公文書というものはそういうものではないのです。今2万7,000人弱の一人のためにそれが曲げられることがあつてはならないのです。

私が指摘しているのは、前例にしてはいけないと、行政は筋が通ったことをやらないと。あれを切ったのだから、宇野さんうちも切ってもいいのかと言われたら、口が開かないのです、我々は。ああいいですよ、切りなさい。何でかと言ったら、昔はあそこで交通事故もあつたし、それから意図的に酒を飲んだ方が壊し、器物損壊でやられたこともある。道路で車が突っ込んで壊したのでも原状回復です、個人が。行政というものは、そういうずっと歴史を刻んで今日に来ているのだから、一部の横やりのような形で孟宗竹、30年も植えたものを篠竹にして、切らせたのです。

この文書だって、市長、あなた理解できますか。頭は移植になっているのです。今でも移植になっている。現実には伐採しているでしょう。私は、こういう業者の姿勢というのが本当に理解できないのよ。何でこうなったかと帰っても時々思い出して、何でこのような行政になったのかというような、頭をひねっている。誰が考えても、30年も植えた市木を今度は移植だと言って名称が変わって孟宗竹から篠竹になった。そのような市長に出

す文書というのには考えられない。

これは皆、三原はクスノキ、東広島は松、呉市はかし、三次はもみじ、府中は桜、大竹はクロガネモチ、竹原市は竹。こうしてさっきも紹介したように、竹原市を代表する団体がそうやって市役所の前に植えてくれたのです。今井政之先生のプレートを着けて、企業名を書いて。一部ではそういう商工会議所でやっていた方が音頭をとってやってくれている。今回こんなずさんなことで、孟宗竹が篠竹へ。篠竹をやるのかと思ったら、3本残孔から孟宗竹が出てきた。竹原市はどうやってやっているのですか。ちょっと部長、説明してください。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の竹の街路樹の移植の件でございますが、本件につきましては視界確保ということで、宿泊施設ができるということで、安全第一ということで申請者による処分ということに致しております。現在、御指摘のことで非常に様式等がわかりづらかったということがありましたので、先ほど市長の答弁にありましたように、この10月から様式の変更を、施工内容であったり承認状況がわかりやすいようにするために、そういった様式の変更を行って運用しているところでございます。

篠竹につきましては、議員御指摘のように、当路線については県道竹原港線ということで以前から孟宗竹を植える路線となっております。そういったことで、今回支障がある視界の確保のために、一部孟宗竹を協議した中で撤去したということでございますが、こういった孟宗竹につきましては、現地で確認したらかなり老朽化が進んでおりまして、葉の色とか根も張ってしまして移植できるような状況ではなかったというふうに判断致しまして、市の方が判断して撤去をお願いしたということです。その撤去する中で、撤去後においては、この篠竹というのは通称……

（12番宇野武則君「そんなこと聞いていない、ちゃんと答弁しろ」と呼ぶ）

竹のササ類になりますので、低木のササ類ということで篠竹を植えたという状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） そのような小手先でごまかすようなことばかり言ったらだめよ。ここは子どもたちの学習塾もあったのよ、藤田ビルがあった折には。藤田ビルがあっ

た折には、歩道からすぐ建物が建っていた。一企業のために条例なんか改正してはいけないのよ。はっきり言うておきます。

今、あそこに4本あるのです。駅のところの藤三の方から出口、川口の金物屋まで市線が4本ある。全部一旦停車なのよ。だから今まで、あの周辺へ今きり屋も建っているが。そのような願いを出したところはどこにあるのか。今度はマンションが建っている、マンション。竹を切ってくれと来た。そのような無礼な市民はいないのよ。特定の団体にやってはいけないのです、行政というものは絶対にやってはいけない。あしき前例をつくったら、行政運営が困るのよ。

では聞くが、この渡辺昌彦氏というのはどういう立場の人ですか、創建ホームの。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 申請者の担当者の個人情報にはお答えできませんが、現在も申請会社に所属しているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 私は調べている。この方は今吉名の漁業組合に所属しているのです。漁業者として登録している。だから、今のを想定したら、正社員でも何でもないと思うのですが、私が言うのは、ゴム印を押して名前を書いたら、市長が個人的に頼まれたのかどうかはわかりませんが、企業が個人的にあなた方に頼んだのかわからないが、交通事故防止のための視界確保ということはこの30年誰も言ってきていない。

それから、今行ってみなさい、ホテルの入り口の真ん中に道路があるのだから。全部一旦停止だから。だから、一旦停止ということは左右を確認しないと出られないのですよ、一旦停止、すっと出たら7,000円取られるのだから。それを30年間ずっと積み上げてきたものを一瞬にしてああなたから、ペアにしている。だったら、ほかのところがそういう申請書を出して、許可するのですね。これが前提であるということよ、前例ということだ。拒否できないのよ。拒否できるわけないだろうが。たった一件のためにやって、あと何十軒余、あの周辺に家があって竹を植えているのですが、個人個人がばらばらにそういう申請して許可していたら、市木なんかの存在というのはどこにあるの。そのぐらいのことを市長、あなたが命令してから原状回復させなさいと、一旦は。そして、再申請をさせて、それがいいか悪いか判断するべきなのよ。孟宗竹から化けて篠竹といって中を、手続を変えて小手先のことをやってはいけない、あなたなら。そのようなものは一般的に通

るわけないでしょうが。一企業のために内規を改正して許可するのですか。そのようなことを認めていたら、議会も要らないし市長も要らないので。もうちょっと厳しくしないと。

何十件という者がそうやって、竹原の主要企業がこういうことを看板に書いているのだから。これは写真撮って今移しかえたのだが。忠海の人よ、市長。黒滝山に貢献して、商工会議所の会頭をして大変貢献してくれたのよ、竹原市のために。その方が音頭をとってこの14社、初めは余り乗り気ではなかった。しかし、頭に文言を書いて竹原市の主要企業がやってくれている。それをあなたは無視するのですか。行政というものは、私はそういうものだなと思うが。これだけ貢献してくれた人に説明がつかますか。

たったあれだけのちっぽけなところへ向いてぶち切らせて、12本も。今度は自分のところどうやった、10メートルの看板上げて平気でおるのよ。あの方がまだ見通しが悪い。角には枝が6本ある電線ぐらいの高さの木を植えている。ちょっとおかしいのではないですか。政治というものはやっぱり竹原市民全体のためにあるのですから、一人の権力者、有力者のためにあるのではないですよ。やはり私は3代目の市長だったら、一もなしに直させなさいと言ったらそれで終わりよ。

それから、あなたらは個人情報といってすぐ逃げるのですが、市長に出す公文書をどこの誰やら。普通アルバイトでもいいのですか、では聞いてみますが。アルバイトだろうが時間給で雇われた人であろうが。それから、印鑑はなくてもいいのですね。ここへ文書を持っているのですが、市長、この文書を見てみなさいや。誰が書いているやら全然、字もわからない。薄い字よ。これは天眼鏡で見ないとわからないのよ。こういう文書をあなた受理して許可している。許可はきれいに市長の文章があるのよ。きれいにわかる。

それで、工事完了の際は工事写真を提出するとともに速やかに竹原市長の検査を受ける。完工検査をいつやったのか伺います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 本件の移植でございますが、26年10月1日に街路樹の移植の施工を着手しております。その後、10月15日に街路樹の移植完了届が出ておりますので、この時に現地で確認致しております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 完工検査といったら、そうではない。伐採して申請された、植え

かえた日を完工検査と言うのよ。物が建って完成したら完工検査というのよ。それを聞いている。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 繰り返しになりますけど、街路樹の移植完了したのが15日という形でお聞きしております、届け出が出ておりますので、その日に確認しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） どうも合わないのよ。1日から15日まで移植ですか。移植と言って今答弁したのですか。伐採しているのでしょ、竹をみんな。去年の暮れにやっているので、篠竹を植えたのを。私は確認している。だから、この視界確保のために移植であったが、伐採したのよね。現実には伐採している。あなたらの答弁は、よくわかっているのか。政治手法というのか、行政手法がわかるのですか、あなた。移植といたら移植さすのよ。伐採は、例えば三原のように大きな1メートルぐらいになったクスノキが根腐れして倒れそうだから伐採させてくださいというのが伐採よ、普通は。しかし、30年も植えた孟宗竹、市木ですから。市木を篠竹に変わるわけないでしょうが、常識的に考えて。孟宗竹を伐採なら伐採、移植なら移植。移植と言って市長が許可したのだから、移植させないといけないのよ。その文書は、あなたのところの誰が受けたのか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、先ほどの答弁でございますが、移植というのが、議員が御指摘のように、まず孟宗竹について撤去を致しました。撤去した後に低木の篠竹、いわゆる低木のササを植えたのが完了したのが26年10月15日ということでございます。

それから、議員御指摘の、去年植えられていたところがあるのではないかという御指摘があったのですが、これにつきましては再度確認致しましたら、平成27年10月から12月に国道185からのササの3セットと、それから平成28年1月から6月にかけて国道185からササの1セット、それから28年1月から2月にかけて……

（12番宇野武則君「そんなことを聞いているのではない、今は。時間がないのだから、的確に答弁して」と呼ぶ）

国道432号の移植をしたという状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） だらだらだらだらした答弁するなよ。この答弁書でも、国やなんかのことをだらだらだらだら書いて、そんなものを市民は要求しているのではないのだから。答えたら一問一答だから、市長にこにこにこにこ笑っていたらつまらない、あなたも。あなたどう言われているのか知っているのか、市民から。もうちょっと性根入れてしないと。

とにかく、手法が30年も植えた孟宗竹だから。それが移植願いという文言はまだそのまま残っているのですよ、移植。あなた方日本語わかるのか。だから、手続を変えたというのはこの文言を、これは公文書だから。あなたらが管理している文書だから。これを変えないといけないのではないか。情報公開請求したらそのまま出て、それでここは篠竹になっている。おかしいと思わないのか。私はいくら頭をひねってもわからないのよ。

だから、今後篠竹で出たら篠竹で許可するのですね。その点を確認しておきます。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 篠竹の件でございますが、やはり状況に応じて、まずは高木については路線に応じて孟宗竹あるいはダイミョウチクという形の位置決定をしていますので、低木についてはササ系を国道185については移植しているという状況がありますので、そのケース・バイ・ケースで状況に応じて適正に判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 他市の市木の、三原はクスノキだが、クスノキを移植して、マキノキを植えたら誰も何も言わないのですか。市木というものはそういう軽い形で制定したのですか。また、竹に関係する竹工房も含めて、竹の駅とか。竹原市の特産、特産言っている。そういうものにこのようなことをして顔向けできるですか。

それから、個人情報だと言うのなら言ってください。私は事実を、あなた方が許可した事実に基づいて答弁しているのだから。先般も全国議長会に確認したのです。これをもとに誹謗中傷ではないのです。誹謗中傷したら問題がある。しかし、この方が創建ホームのどういうポストにあるのかということは確認しないと、ゴム印なんかどこでもできるのだから。ゴム印を押して、商法でもそうでしょうが。商工会議所の会頭だから、自分のとこ

ろの契約書など、どこの誰かわからない人が契約するのですか。工事請負契約でも代表者ではないのですか、普通は。それを、市木という30年も市民が、あるいは観光客に親しまれたという市木を、移植だと言いながら切ってしまって、そのような行政運営を私は聞いたことがないのだが。

どっちにしても、あそこへ行ったらよくわかるように皆一旦停止だから。視界がどうかということ、そのようなものは口実にすぎないのよ。どんな人が考えても、普通の人なら。竹原市がはいはいと言っただけよ。この書類を見たらすぐわかる。何で頭を下げないといかないのか、行政の長が。原状回復させなさいと言ったら一発ではないか。これはやかましく言うておきますぞ。

それから、銀行跡地ですが、これは市長が契約しているのですね、契約書。26年2月にあの広銀の跡の売買契約を市長がやっている。それは間違いないですね。26年2月12日ですね。確認しておきます。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 銀行跡地の移転登記、売買契約の日付でございますが、平成26年2月12日ということで間違いございません。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） これは、吉田市長が広銀の代表者とやっております。

問題はこれからなのですが、この土地に関して小公園の請負契約が締結されております。当時の発注者は小坂政司市長。受注者は創建ホーム代表山本静司であります。登記移転が26年2月、工事発注の入札日が平成25年12月6日、開札日が平成25年12月9日、工期が平成25年12月12日から完成が平成26年3月15日、請負代金2,562万円、解体工事費70万円、再資源化に要する経費30万円であります。これは双方の契約書から確認したものでありますが、この契約書のとおりだとすると、移転登記の完了前に他人の土地へ公共工事を発注して工事をやっていたということになるわけですが、その点についてどのような経緯かお伺い致します。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の登記日と工事契約の関係でございますが、移転登記については平成25年7月に解体後測量業務委託を実施した結果、県、市、隣接者について公図と現地の相違が判明致しまして、25年11月に境界を確定させ、地図訂正によ

る公図の修正が必要となりました。そういった関係で、土地所有者と協議をし、口答による施工承諾を25年11月29日に頂いております。地図訂正が完了した後に登記をしたものであり、口答による契約が成立したという判断で、違法性はないというふうに判断致しております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 私は、工事を発注したので、すぐ情報公開で土地の面積と坪単価の請求をしたのです。すると、当時面積は447平米という回答がありました。そして、金額については未確定のため公表できませんという答弁でありました。

どっちにしても、あなた方は公務員としての自覚があるのですか。こういうずさんなことを人の財産へばたばたばたやって、それが当たり前に通るのですという。それで、法務局も銀行もそうです。吉田市長がこれを調印しておりますが、登記移転は指定された口座に金銭が払い込まれて、そして中国財務局から登記移転の通知があつて、そこで竹原市の市有財産になるのです。あなた、口答だどうだとでたらめなことを言って、人の財産へ移転登記が完了していない時に工事をやるというのは私は聞いたことがないのだが、それで行政のやり方として通るのですか。

例えば相手が広島銀行だから、まだそれが通ったのでしょうか。市長も非常に深い関係があったから。しかし、もしもめた場合に、他人の土地に勝手にやって登記移転もしていないのに売買契約の口約束のような形でやってもめた折に、相手もませようと思っただけでもませる口実になるのです。名がある銀行と竹原市だからなあなあでいいのですか、それで。私はそんなことはないと思うのですが。何であの小さい公園を焦って登記が完了しない間に工事を発注したのですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 小公園につきましては単年度で、25年度で一応整備する予定と致しておりました。そういったことがありまして、この事業につきましては歴史的風致維持向上計画の中の補助事業、国の補助事業から頂くということで、単年度で計画どおりに整備するという大きな目標がありましたので、そういった関係で、一応施工承諾につきましては土地所有者の方に内諾を頂いて工事を着工しているということで、特に問題はないという判断で施工させて頂いております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 根本的に、相手が市役所の1階にも銀行さん入っているが、そういう癒着のようなだらだらした関係でそういうことを言っているのだが、一般的には通用しないのよ、それは。

あの小さい公園を年度内とって、あなたらもっと重大な問題を全部繰り越ししているでしょう。

確かに、補助金をもらっているから銅像も建てられなかったのよ、目的外使用というので。しかし、行政というものはそんなことをやってはいけないのですよ。弁明ばかりしているが、あなたら。今後は改めてやりますということは一回も言ったことないが、一般常識で通らないのですよ、それは。人の財産へ勝手にやったのだから。了解とって法的に問題ないといっても、本来は宇野武則から吉田基へ移転登記した時に初めて法的に所有権が確定するのよ。部長らが寝ぼけたことを言っていたら、竹原市の行政は終わりですよ。絶対そのようなことはない。一般常識で考えてみなさい。相手にもし居直られたらどうするのですか。私は同意していない、勝手に工事やっているのではないかといって途中で居直られたらどうするのですか。そのために、移転登記というのは法律的に保障されているのよ。初めて移転登記が完了して、法務局はそうなっている。改めて指定された口座に金を振り込んだら、財務局から通知しますという契約書になっている。それが財務局でもそういう仕事ができる、あなたら。絶対にやらないでしょ、国だから。一定のなあなあがあるからやったのよ。移転登記する前にあそこへ行って木を切ったりできますか。できるはずないのだから。

行政というものは常識以上の判断で行政執行しないと、必ずゆがみが出る。部長、あなたら部長の資格ないよ。そのような弁明ばかりして、どこの社会に通用するのよ。人の財産へ勝手に、勝手に言われても、相手がそうです、勝手にやったのですといったら、あなたら責任とれないだろうが。2,600万円も公金を使って買うのだから。

私は、指名業者7社に聞いた。あなたらどうして2,500万円くらいの仕事とらなかつたのかと。確かに、日にちが足りないからと。補助金もらっても、繰り越しできるでしょ。あの公園はできなかったのですか、繰り越しが。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 繰り越しの時期につきましては、その後の工事に応じて適正に繰り越しする事業については手続をして繰り越しを致しております。

本件については、土地所有者の方と事前に口頭で承諾を得たというもとに着工して頂いたということで御理解をして頂きたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 先方に口頭で了解をしてもらったというようなことは、行政組織としては通らないのですよ。絶対にやってはいかない。通るわけないでしょうが。二代にわたって、やめた市長が工事を発注して、その後なった市長が登記移転の手続をやっている。そのような行政はないのですよ。どこでも聞いてみなさい、広島県庁でも。土地の移転登記が完了しないと、やってはいけないのですよ。その反省は一つもないではないか、市長。正当だと思いますか。やめる市長が工事を発注して、登記移転前に、2カ月も前に発注して、それが相手に了解とったからって、了解が100%全員にとれるわけないのだから。そのようなことが常態化したら、いつかやられるわ。私は、了解していないと行って居直られたら、工事をやっているはお手上げよ。それは行政が、少しは頭を冷やして、それが一般的に社会で通用するのかわからないのか。そんなことは本当に行政マンとして基本中の基本なのですよ。人の財産に手を突っ込んではいけない、どんな口約束があっても。手続はきちんとして、誰から指摘されてもそれが正当な日本国の法律に基づいて答弁ができるようなことをしないとイケないでしょうが。相手の了解をとったと行って、とっただけで。工事発注後の2カ月後に登記移転するようなことがどこの社会にあるのか。

これは、私も法的にもそういうものが通用するのかわからないのかまた確認はしてみますが、もうちょっと行政ですから、しっかり法律を遵守してやってもらわないと困りますよ。

子育て住宅について、まず冒頭に、もう時間がないから聞いてみますが。

この住宅をやる前にヒアリングをしておりますね。株式会社オオバというところに。それで、重要な問題がここにあります。事業者6社に対してヒアリングを行い、市が想定している以下の公募条件や施策に対する意向及び現段階でのプロポーザルへの参入意向を整理したという内容でございます。業者名は、新興建設株式会社、大和ハウス工業株式会社、株式会社アクティブ、NSP設計、株式会社日興ホーム、創建ホームという6社あります。

この調査結果を見ますと、ほとんどがゼロなのです。問題は、地元の創建ホームさんが入っておられます。創建ホーム株式会社でございますが、主な事業内容は土地取引、子

育てスマイルマンション認定，入居者設定，プロポーザル参入の意向等々が調査されております。

土地取引について，飛び地の使い勝手が悪く，通常の売却でも手を挙げるかわからない中，定期借地はより難しいと感じる。スマイルマンション認定については，戸当たり面積70平米以上は竹原市では合わない条件ではないと思うが，賃貸マンションの家賃収入で採算がとれる事業計画を組むことは難しい。入居条件ですが，本条件がつくと参入は一段と難しくなる。プロポーザル参入意向では，条件が出そろわなければ判断しがたいが，今のところ参入は難しい模様というのが，地元の専門業者の意向であります。

それで，もう一方の方は調査をやっぴりやられております，同じくオオバが。これは相当な項目にわたってプロポーザルの公募条件や事業の目的，事業方式に関する条件，それから施設提案に関する条件，公募参加条件，提案を求める内容，事業者の選定方法，子育て世帯等の入居を促進するための施策の検討というようなことで，現在やっておられる市等が書かれております。

そこで，非常に厳しいこの調査結果なのですが，これは内部あるいは委員会，議会等どのような審議がなされたのか，伺います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず，議会に対する説明でございますが，本計画につきましては26年6月5日に民生産業委員会の方で報告させて頂きまして，この時に本事業の狙いであったり整備，それから選定別比較検討，今後のスケジュールについてまず説明をさせて頂いております。その後，26年12月4日に同じく民生産業委員会の方で報告をさせて頂きまして，優先の交渉権者の選定経緯であります。

（12番宇野武則君「報告書と答弁が違う」と呼ぶ）

それから，27年2月19日に民生産業委員会の方で説明をさせて頂いておりますので，その時々その経過状況を担当委員会の方に報告をさせて頂いております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 今私が読んだ6社の評価ですね。総合的には無理だという評価なのです。この内容を説明したか，内部でどのような協議したかということをお伺いしているのです。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 先ほどの内容につきましては、議会の方に詳しい報告はしておりませんが、それをもとに比較検討というのをつくりまして、比較検討での説明を致しております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） これが肝なのよね、この事業の。プロポーザルでも参入しますかしませんかというような意向を皆調査している。一社もしていない、6社のうち。あなたは地元の創建ホームさんが参入しないということは、おかしいと思わなかったのですか。

それで、その後プロポーザルだということで、これから先は余り言いたくないが。呉の業者が1社参入した。プロポーザルというのは、あなた方はどのように考えているのか。丸投げですね、丸投げ。丸投げで、県もこの前新聞に出たように、監査委員が厳しく指摘しております。プロポーザルに応募するのが45%が1社。1社だから不透明だと。改善を求めているのです、監査委員が。大きく載った。

特に、広島県のような人材がかなり確保されていても、こういう指摘を受けたのです。考えによったら、談合の原点になる可能性もある。それから、業者の言いなりになる可能性もある。プロポーザルをやったから、普通考えたら、今たくさん大東や積水が家をどんどん建てておられる、うちらの方も今また3戸12部屋建てておられますが。線路沿いは余り条件はよくないと思うが、満員です。今朝も相談を受けた。喫茶店の親父があそこに入りなさい言ったら、あそこは高いから。エレベーターなどをつけたら、共益費が高つくのですよね。年に2回は点検があるでしょ。その管理は、維持管理はみんな業者がやるのでしょ。

そういうことへあなた方が、ここはこうしてああして、高くつくのなら安くしろ、家賃はこれくらいで抑えてというような交渉をする能力を持たないと、結果こうなったでしょ。私はこれが一番肝だったと思うのです。ここで、本来一歩立ちどまるべきだったのです。これを、こういう大和は全国ネットですから、的確に捉えている。それから、人口の動態から全部調査している、出生率から移転率から持ち家のパーセンテージから。これを全部読んでみると、みんな調査してくれているのです。このオオバさんという企業は、中立公平にちゃんと調査しておりますよ、どこやらの鑑定会社とは違って。これを尊重して、あなた方が一歩下がってもうちちょっと現状の建て売り、あるいは積水とか大東とかその他の事業者が建てている空き家状況とか入居状況を全部調べてやったら、こういうこと

はできないのですよ、本当は。私はこれを読んで、これは大分これを無視したやり方をしたなという直感しました。

ここが、何で私はこれを言っているかといったら、建てて契約したら20年間、市民の税金で見ないといけないのよ。その責任感というのはあなたら、市民に迷惑をかけているのですがというようなことを議会でも委員会でも一回も言ったことはない。市長以下、減俸しなさいよ、全部。毎年払うならと言いたいのです。やるやらないは市長の勝手ですが。そういうことで、私はなぜ立ちどまってみなかったかという疑問が今でも強く残っております。

それで、解体費。国交省がどうかこうとかといっただけ口実ですが、そんなことは私は聞いているのではないのです。5,000万円の鑑定、これは広銀のところの解体も皆載っております。それから、竹原市の全部の解体を調査してみなさい。駅前の藤田ビルもそう、大型解体。それから、竹原小学校の体育館。国交省や何か全面において高くなったというところが一カ所でもありますか。どこが何が違って高くなったのか、5,000万円になって。実際下請が仕事したのは1,300万円で。3,700万円の高額な見積もりが、やがてどこへはね返ってくるかといったら、市有財産の土地の価格の減額に直結しているのです。今言った広銀のところは19万2,000円ですから。それから、土地の再評価は広銀はやっていないです、こっちはやっている。25年、26年にあなた方は再評価、土地の価格が低下したから再評価やったのですといっただけで答弁しているが。一方は再評価して二百数十万円下げて、たたかれて、もう一回たたかれるような形の行政運営をやっている。片一方は19万2,000円で買うところはないですよ、今。私の友達も株をやっていたのですが、広島に業者へ売って建て売りを今やっておりますよ、反対側ですが。それから、川筋も1軒大きな家を建てておられます。みんな調査をして物を言っているのですよ、私は。しかし、突出しているのですよ、あそこは。そういうものが全部つながっているのです。移転登記もせずに工事をやったというところに、全部つながっている。

とにかく、国の鑑定評価基準第1節第1章というものの内容について、もうちょっと詳しく教えてください。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、国土交通省の不動産鑑定評価基準についての御質問でございますが、この中の第1章第2節に、建物及び敷地の鑑定評価は、建物を取り壊すこと

が最有効使用と認められる場合における需要の建物、及びその敷地の鑑定評価額は、建物の解体による発生材料の価格から、取り壊し、除去、運搬等に必要な経費を控除した額を、当該敷地の最有効使用に基づく価格に加減して決定するものとする示されております。

これに基づきまして不動産鑑定士が積算し、不動産鑑定価値として解体費を控除したものを評価額としたものでございます。不動産価格として不動産鑑定士が鑑定したものでございます。

また、国土交通省の不動産鑑定基準の総論の第1章第1節には、不動産は通常土地とその定着物をいいまして、不動産鑑定評価額はその対象である不動産の経済価値を算出し、これをかえて示すとありますので、以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） それでは、竹原小学校の体育館の解体はなぜこれを適用しなかったのですか。私が、今あしき前例をつくってはいけないと言っているのは、ここを言っているのですよ。これから解体は全部これを適用するのですか、そこ1点だけ。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、竹原小学校の体育館の解体については公共事業ということで、市が設計をして市が発注しております。子育て住宅については、プロポーザル方式を採用致しまして、これは民間が発注した解体工事ということで御理解をよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） その場合、私が言っているように、公有財産が不当な見積もりによって、公有財産が減少しているのですよ、財産価値が。3万7,000円でしょ、解体後が。3万7,000円と、広銀のところ解体して19万2,000円ですよ。同じ竹原市が土地を売ると買うとで違うだけで。そんな行政運営をしていると、あなた方本当に部長の価値はないよ。高いと思ったら、どういうことでどういうのかということの内容を聞けばいいではないですか。それがダメなら、体育館方式でやればいいでしょう。やれないというプロポーザルで絶対条件はないのですよ。発注する市が責任があるのだから。市民に財産上の迷惑がかかると思ったら、それを見直ししないといけないのよ、あなた方は。プロポーザルが全部何でもかんでも、高くなってもいいですよという、だから入らな

いのよ。はっきりしている、あんな高いところに入りませんと言っている。一見高くなるのよ、最後には。

そういう、絶対に行政はあしき前例をつくるようなことをやってはいけない。これだけは厳しく言うておきますよ。そうしないと、間違いなしに重要な問題を抱えるようなことになりますよ、そう市民も甘くないから。

議長（道法知江君） 残り5分となっております。

12番（宇野武則君） 次に、ふれあい館についてお尋ねします。

ふれあい館については何度も質問してまいりましたので、少しずつ、県下広島県をはじめ自治体においては多くの施設を統廃合しております。東広島は大々的に民間委託あるいは学校や直売所を52施設廃止、122カ所民間移譲、譲渡ですね。というような10年計画くらいで皆こういう行政のスリム化は進んでおります。三原は30年で床面積35%減、人口減を踏まえ統廃合。最近でも広島県の県職員、増員になったのが商工費だけ26%、26人増です。あとは全部減ですね。

それから、入札制度一本化へ低価格というような市営住宅993戸建て替え。こういうふうには、広島県をはじめ三原、東広島、大変な御苦勞をなさって、現状少子化、高齢化対策に対応する施策を発表しております。

私は、このふれあい館については何度も質問しておりますが、竹原市も先般人口動態の発表がありました。7.7%の減で2,218人の平成15年からの減でございます。その前の2001年から2010年ですか、2,218人の減。市では、江田島に続いて7.7%の減というのは2番目です。県下でも5番目の、減少率が高いのです。

私は、この竹原市に今4園ありますが、旧竹原ですね。5年後には民間委託とかあるいは統廃合の問題が必ず出てくるというふうに思います。特に合併した、統廃合した竹原西小はもう定数の半分ですから。このことは自然的にもこういう課題に取り組まざるを得ない市政状況が出てくるというふうに考えております。その点について、今後の見通しについて部長にお伺いしたいと思います。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 就学前施設の今後の動向といたしますか、考え方についての御質問でございますが、竹原市においては平成24年に第三者を含めた就学前施設のあり方検討会議を行いまして、一定の答申を頂いております。この中で、議員が御説明のありました竹原地区における就学前施設のあり方についても、一定の御提言を頂いているところで

ございます。

竹原市としては、27年度からスタートした子育て支援事業計画の中にも、この適正化についての整備をすべく記載をしてございます。議員御指摘のありました事項につきましては、今後少子化が残念ながら見込まれる中で一定な規模とそれから子育て支援ニーズを踏まえながら、そのあり方について整理をしながら、議会とも御相談させて頂きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 30秒です。

12番（宇野武則君） 教育委員会へお願いするのですが、今、教育相談あるいは自殺対策、内容が同じです、事業の内容が。やはり教育委員会所管にして、もうちょっと人を増やして、一人一人ばらばらにするのではなく、情報が共有できるような、そして対応が速やかにできるような体制づくりにする必要があると思うのですが、その1点だけ答弁をお願いします。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 議員御指摘のように、今少子化が進んでいる状況でございます。社会福祉課と十分な連携をとりながら今後検討してまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくお願い致します。

（12番宇野武則君「終わります」と呼ぶ）

議長（道法知江君） 以上をもって12番宇野武則議員の一般質問を終結致します。

議事の都合により、午後1時まで休憩致します。

午前11時28分 休憩

午後 0時58分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、宮原忠行議員の登壇を許します。

10番（宮原忠行君） それでは、平成28年度税収見込みについて。

2点目として、新開地区土地区画整理事業の事業効果等について。

3番目と致しまして、平成28年度給与改正条例上程に向けての労使交渉並びに交渉妥結に至る経緯並びに労使合意の内容の3点について一般質問をさせて頂きたいと思います。

まず最初に、現在平成29年度予算編成に向けた編成方針が示され、予算編成に向けた事前準備が精力的に進められていることと思います。予算編成の格言としては、入るを量りて出ざるを制するということが言われるほどに、税収見積もりは予算編成の根幹をなすものであります。平成29年度予算における税収をどのように見積もるかは、今年度の市税収入の見込みと大きく関わるだけではなく、これまでの予算執行の政策効果測定の目安ともなるものであります。

そこで、市税全体の収入と法人住民税、土地、家屋、償却資産並びに入湯税の収入をどのように見込んでおられるのか、市長答弁を求めたいと思います。

次に、新開地区土地区画整理事業については、これまで開発行政と人権、福祉行政を二項対立的に捉える観点から、その開発効果並びに地域経済への波及効果を疑問視する議論が展開され、市民世論に深刻な亀裂が引き起こされるという困難な状況に直面しながらも、地権者の好意、御理解により進捗率8割を超える状況を迎えるという今日的状況を受けて、予断と先入観、固定観念にとらわれない区画整理事業に対する開発並びに市民経済への波及効果等について、冷静かつ客観的、公正な効果測定ないしは政策評価が行われる必要があります。

そこで、今年度予算執行に伴う事業進捗率、事業区域内における住民と家屋及び賃貸住宅の増減と事業所数の増減並びに雇用創出数と、そうした数値向上に伴ってもたらされた法人住民税、土地、家屋、償却資産別の固定資産税について、事業執行前と今日段階においてどのように推移しているか、市長の報告を求めます。

また、今後、竣工に向けてどのように取り組んでいかれるのかということについても、市長の明確な答弁を頂きたいと思います。

最後に、職員給与の全国的な指数であるラスパイレス指数改善に向けた問題意識については、これまでの論戦の中で共有して頂いているものと思います。

そこで、職員組合との今年度の賃金交渉において、かかる問題意識に基づいた交渉が行われたのか、交渉経過と労使合意の内容について、市長の報告を求めたいと思います。

以上で壇上での一般質問を終わらせて頂きたいと思います。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 宮原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問についてであります。平成28年度の市税全体の収入につきま

しては37億4,500万円程度と見込んでおります。

このうち、法人市民税につきましては、法人数691社が対象として2億5,000万円程度と推計し、昨年度と比較しますと2,900万円の増収となるよう見込んでおります。

固定資産税につきましては、土地が6億6,250万円、家屋が7億1,850万円、償却資産が7億4,300万円、合計で21億2,400万円程度と見込んでおり、昨年度と比較致しますと800万円程度の減収となるものと見込んでおります。

また、入湯税につきましては、1,760万円程度となり、昨年度と比較しますと100万円程度の減収となるものと見込んでおります。

次に、2点目の質問についてであります。本市の中心市街地に隣接する新開地区においては、道路、水路、公園等の公共施設と宅地を一体的かつ総合的に整備することにより、良好な市街地環境の整備、改善と土地利用の増進を図るため、新開土地区画整理事業を推進しているところであり、今年度末までの進捗率を約81%と見込んでいるものでございます。

この新開地区内での建築状況につきましては、平成8年以降での戸建てやアパート等の新築の累計件数が平成28年11月末現在で119件となっており、人口については、事業実施に伴い、事業前の480人から約540人増加し、現在では約1,020人となっております。このほか、居住施設以外にも商業施設、福祉、医療施設等が54件新築されており、事業着工から現在までの雇用人数と致しましては約300人となっており、これらの企業の進出が雇用の場の確保にもつながっております。

法人市民税につきましては、事業実施前の課税資料がございませんので比較はできませんが、平成27年度決算での税収は778万円となり、法人市民税全体の収入の約3.5%を占めております。

固定資産税の推移につきましては、事業実施前と比較して、土地が2,700万円、家屋が3,400万円、償却資産が300万円増加し、合計で6,400万円程度税収への影響があるものと考えられます。

本事業の実施により新開地区内の人口は着実に増加しており、人口減少問題を抱える本市の状況にあって、転出人口を抑制し、定住人口の拡大、税収の確保に寄与しているものと考えております。

また、商業施設をはじめとした新たな事業所の進出により、雇用の場など地域経済の活

性化にもつながっており、こうしたことから、引き続き本市のまちづくりにおける重要施策と位置づけ、まず地権者との合意形成を一番に考えて協議を進め、了解が得られれば速やかな対応ができるよう柔軟な執行に努めるとともに、早期完了に向け事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてであります。今年度の職員給与に係る職員団体との交渉を平成28年11月17日に行い、人事院勧告を基本として給与改定を行うことで合意致しております。

こうした中で、本市職員の給与の状況につきましては、これまでも御意見等を頂く中で、給与制度のあるべき姿について検討を行ってまいりました。現在、これらについて職員団体と協議を進めているところであり、引き続き本市の給与制度の見直しに向け取り組んでまいりたいと考えております。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） それでは、まず最初に固定資産税については昨年度と比較すると800万円程度の減収となっているわけです。そこで、減少の理由として、土地、家屋、償却資産についてどのように把握しておられるのか、総務部長の説明を頂きたいと思えます。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 固定資産税につきまして、昨年度と比較して約800万円程度の減収ということでお答えをさせて頂いております。これの原因と致しましては、やはり地価の下落が続いていること、また設備投資の額と比較して償却資産の減る方が上回るというようなことから減収しているものというふうに捉えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 固定資産税で言えば800万円の減少ですから、土地については依然としてバブル崩壊後の地価の下落傾向に歯どめがかかっていないという全市的な状況があるわけです。そうしたら、家屋についてはどうしても経年減点による評価の減額というのが出てきますから、当然それも理解できるわけなのです。

ただし、予算特別委員会の場合でも申し上げましたが、例えばアベノミクス、地方創生、地域経済の再生ということを考えた時に、設備投資が出ているのかどうかということにつきましては、償却資産のところへあらわれてくるわけです。それが減少にあるということ

は、なるほど電源開発等の大規模償却資産が毎年5%減っていくから、減っていくことは当然と言えば当然でありますけれども、地方創生とかあるいは地域経済の再生ということになるならば、竹原市の地域経済における技術革新に伴う設備投資等がほとんど見込まれていないという、いわば成熟した地域経済構造の中で、なかなかそうした設備投資が見込めない。

また、これを政策的な見地からいいますと、そうした市内の企業に対して設備投資を促す、さらにもっとさかのぼって言いますと、技術革新による設備投資、地域経済の再活性化というものを呼び込むような政策展開ができていないということが、私はあるのだらうと思うのです。そうしますとなるほど、従来の外来的経済開発とか、外来的開発とかいいますけれども、外部の力を借りて、いけば企業進出による地域経済の再活性化を図るのか、あるいは地域に内在する潜在的な需要というものを呼び起こして、技術革新を呼び起こし、そして設備投資による地域経済の体力の強化に努めていくのかという2つの方向性があると思うのです。

残念ながら、そのいずれの方向においても成功をしていない、これは別に今の市長がどうかこうとか言うのではないのですよ。竹原市がずっと本来的に持ってきたそうした経済的な、構造的な弱い部分というのが税収の中にもあらわれているということが言えると思うのです。

今、政府においても予算編成をしております。約1兆9,000億円の今年度の税収見積もりが不足をするというような事態に立ち至っているわけです。その大きな理由は、円高ですよね。世界的に見てもトップレベルの借金を抱えながらなお円高が進むという、ある意味実体経済を離れた中での為替の変動、これによって企業決算が大きく左右され、今年度は潜在成長力がゼロと言われるこの日本経済においても、為替がどんどん円高水準にぶれて、今年度決算における企業の収益見通しというのが非常に厳しいものとなっています。

そのように今までは言われていたけれども、アメリカにおける大統領選挙のトランプ候補の当確が決まってから、一時的に1,000円近い日経の株価も下がりましたがけれども、翌日から反転攻勢をして、言えばトランプバブルとも言うべき円安株高効果というのが今あらわれてきているわけです。というふうに、一体何がどの時点でどのように変わっていくかということが非常に難しい状況になっているわけです。

そこで、私も議員になって10年になりますけれども、その間、税収が当初予算を大き

く見込みを割り込んで減額補正をしたことがあります。私が議員になって、おそらく3年目くらいではないかと思うのですが。その時の大きな原因というのは法人税なのです。いろいろと予算編成上のポイントというのは、特に税収見込みについてはいろんな観点からの分析というはあるかも知れませんが、一番大きなポイントというのは法人市民税をどのように見積もるかということなのです。どのように見積もっていくのか。いろんな分析の仕方あるかも知れませんが、例えば円高にぶれた時には、電源開発さんは石炭の輸入価格というのは非常に安く手に入りますから、当然企業収益は上がってくる。同時に、それでは円高水準になった時に、その他の企業において輸出をされている部分がどの程度あるのかわかりませんが、そうした輸出企業にとってはマイナスと、こういうことになるのです。

そうしますと、やはりそうした地域経済の分析、体力の測定というものは当然予算編成上の大きな能力に関わってきますから、そこら辺については私は今のような状況でいきますと、今までならば今年度予算特においては厳しい指摘をさせて頂きましたけれども、今のところ予算を上回る形での税収増が出てきているわけです。

そうしますと、ともすればその延長線上で予算を組んで、一定の伸び率の中で、例えば法人市民税を見込むとすれば、ちょっとした外部環境の変化によって大きく税収を割り込むという、予算を割り込むというような状況も出てくるわけです。

そうしますと、かつてのように5,000万円、6,000万円の法人税の減額補正をしなければならぬと、こういう形になってきますので、そこら辺について総務部長として来年度の税収見込みについて様々な気をつけなければならぬところはあるとは思いますが、基本的に法人市民税をどのように見込んでいくのかということについて、簡潔に御答弁頂ければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今議員の方からいろいろ御指摘がございました。

それで、一番景気の影響を受ける法人市民税についての見込みということでございますけれども、先ほど議員の方からも御紹介がございましたように、現在株高で円安というような状況になっております。そうしますと、例えば輸出企業におきましてはメリットがある場合もありますし、製品をあるいは原材料を輸入して事業を行っている、そういった企業につきましては非常に円安というのは厳しい状況になるというふうに思います。

本市の場合、そういった大きな影響を持つ企業というものも何社かございます。そういっ

た企業につきましては、やはり円安の影響というのがかなりあるのではなかろうかというようにも見込まれますので、我々としましては、そういったところも踏まえながら慎重に、今年度の決算見込みでは先ほど2,900万円の増収というふうにお答えをさせて頂いておりますが、そういったことにとらわれずに慎重に見積もりをしながら、適正な予算になるようにしてまいりたいというふうを考えております。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 繰り返しになりますが、わかりやすく言えば予算に対して歳入欠陥になる、減額補正をしないといけないという事態だけは絶対に引き起こさないように、財政、税務を統括する部長として是非とも予算編成の現場をしっかりと統括して、絶対にそういう事態に陥らないように御配慮頂きたいと思います。

それと、次に前市長もそうでありましたし、ずっととといいますか、竹原市は相当観光振興については力を入れてきた。かつて観光客数100万人というのは、私の職員在籍当時からしてもある意味夢のまた夢であったわけでありますけれども、それが現実に実現をして、やはり観光振興ということが地域経済への影響がどの程度かということとはなかなか測定しがたいところはあると思いますけれども、市民レベルにおきましても、そうした観光振興が竹原市民としての誇りであるとか、そうした自尊心というものをくすぐって高い評価につながるような面も出てきているわけです。

さはさりながら、昨年以來、特に地方創生等に関わって観光振興についてはかなりの額の予算を投入してきたわけですが、財政投資をしてきた。にも関わらず、一番わかりやすいのは入湯税なのです。入湯税が増えているのか減っているのか、そのことによって具体的な係数、数値として政策効果が上がっているのかどうかということの目安になるわけです。

ところが、残念なことに、一方において観光客数の増加であるとか、観光が大いに盛り上がっているというような客観的な状況にあるにも関わらず、財政的な効果として入湯税が、対前年度で100万円減っているということについて、ちょっと説明がつかないわけです。

それで、この点について何か特別な事情等があるのかどうか、その点についてどのように分析をしておられるのか、総務部長の方で説明をして頂きたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 観光客と入湯税との関係ということでございますけど、議員の

方からもございましたように、観光客というのは実際には増えているという状況がございます。そういった観光客が増加する中であって、いわゆる入湯税が取れる施設へいらっしゃる方が減っているということから、実際にはお答えさせて頂いておりますように、100万円程度の減収になるであろうというふうな見込みが立っているところでございます。これの要因と致しましては、そういった施設、入湯税が取れる施設の一部におきまして風呂場の改修工事等をされたということがありまして、そういった期間実際に利用ができないというようなことがございまして、そういったものがやはり影響しているのではなからうかというふうに今考えているところでございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） ですから、言えばきれいな言葉で言うと観光振興へ向けての設備投資がなされているというふうに考えていいわけです。そうしますと、来年度の見込みとするその工事はいつの時点で完了するのかわかりませんが、もしそれが完了をした暁には竹原市の観光客数の実態に即したような入湯税が見込めると。今年度、前年比で100万円減っているけれども、その落ち込みがカバーされるのかあるいはカバーをしてさらに幾らか増えてくるのかというふうな期待もされるというふうに理解をしてよろしいですか。答弁をお願いしたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） そういった改修されている施設が完成すれば、やはり新しくきれいなものができるというふうな面からしても利用者は増えるのではなからうかというのは容易に推測はできるというふうには考えております。そういった面で言えば、今年度よりは持ち直すというふうな方向で考えてもいいのではなからうかというふうには考えております。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） なかなか、表に出た数字だけでは理解しにくいところがあるので、とりわけ観光振興というものを強く打ち出されている現市長のもとに置かれて、そこら辺も十二分に市民に納得をして頂けるような、そしてさらに言うならば、観光振興政策というものが実績を上げているというふうに、どこからでも説明ができるような数値の把握といいますか、あるいはまたあらわれてきた数字をどのように分析評価し、それをどのように情報発信していくのかということについても鋭意努力をして頂きたいと思います。別に、企画振興部長の方において観光振興をやっているわけではないわけで、現実の部隊

はそうでしょうけれども。そうした効果測定ということになってくれば、税収とかそうした多角的な分析評価というものも必要になってきますので、税収が税務課に入るをはかり、そして財政においてはかった収入をもってどう出るを抑制していくのかというようなことを、総合的に、市長は一人ですから、それぞれ補助機関なり補助職員はおりますけども、市長は一人です。そこに、手足がばらばらで動いたのではなかなか実効ある政策も打ち立てられないし、政策遂行能力が問われるということにもなりますので、そこら辺についても十二分に立場を自覚して、頭と手足が、言えば一体的に統御された形で起動をするということで頑張って頂きたいと思います。

税については以上で終わらせて頂きまして、次に区画整理について再質問をさせて頂きたいと思います。

戦後、とりわけ池田内閣以来、得に顕著であったのは田中内閣でありますけれども、均衡ある国土の発展ということで、北海道から沖縄に至るまで日本隅々にわたるこの平均的な行政サービスを提供する、言葉を変えて言うならば、高度成長なり経済成長の果実を北海道から沖縄まで行き渡らせるという政策目標の中で長い間やってきて、おそらく世界を見渡してもトップレベルの行政サービスを享受するという今日的な状況を迎えておるわけであります。

しかしさはさりながら、工業化とか近代化、これによつてはなかなか地域経済の発展が見込めないというような中で、いけば行政を地域経済をどのように持続可能なものにしていくのかということについて、明治以来、開発かあるいは人権福祉行政かという二項対立的な考え方というのがあったわけです。竹原市議会においてもありますし、ある意味、今なお学会においてもまた政治の世界においても、今なお結論を見ないという状況なのです。

そして今、この議会においてもよく問題になりますけれども、そうした開発行政として乙井谷の工業団地とこの新開地区区画整理事業があります。基本的に、先般の一般質問においてもいろいろ議論が展開されておりましたけれども、例えば区画整理、乙井谷の工業団地の開発というのはある意味、天から降って湧いたような事業として展開されたのです。市長も、市長になってからの答弁の中でも、当初は、今もそうかもわかりませんが、乙井谷の工業団地の開発については疑問を持っておったと、こういうことも言っておられました。

そして、新開地区の区画整理事業をある意味失敗例と見るのか、様々な課題を抱えなが

らも今日段階においてどのような評価を下すのかということとは、やっぱり私は公平かつ客観的に再評価をすべき時に来ていると思うわけです。私も議員になって10年、様々な形で区画整理事業、これについての推進についていろいろと一般質問も展開し、また議場外においても議員活動としてそれなりの部署において問題提起をし、体制を整えて、まさにその当時10年前からすれば夢のような状況とも言える8割を超える状況にまで来るとい状況になったわけです。これは、職員の皆さんの御努力もあったかもわからず、また同時に、地元の地権者であるとか、地権者に限らず地域住民の熱い思いというものが、様々な課題、様々な困難を抱えながらもこの8割を超える水準にまで持ってきたのではないかと、このように考えるわけです。私はそう思います。

しかし、今これから、本来ならば今の計画期間内に進行をしなければならなかったわけです。副市長が建設産業部長として竹原市に赴任された時も、私は新開地区において、事業計画、事業着工の段階からの様々な提示があったから、なかなか市の職員に対する不信感というのは払拭しがたいと。しかしながらその一方において、県の職員に対しては竹原市の職員に対する評価とは反比例して非常に信頼が高いから、是非ともあなたが建設産業部長の職責にある間に区画整理事業を是非とも進めてくれというようなお願いをして、当時の建設産業部長としての副市長もそのように頑張っていくというような答弁を頂いております。

そこで、私は今思うのは、そうはいつでもあとの2割、これが非常にしんどい。まさに剣が峰です。乗り越えられるのか、乗り越えられないのか。それで私は、そうした開発行政と人権福祉行政が相対立するかのごとく二項対立的な考え方があると申し上げたわけです。

そこで、例えば都市計画法であるとか区画整合法、本来なら自由に処分できる財産権に対して制約を加えるということになるわけです。そこで、区画整合法において、なぜ財産権に規制を加え、そして今申し上げたように、区画整理事業というものが財産権を含めた人権の実現に向けてどのようなことを規定をしているのか、建設部長の方から答弁できる範囲内において御答弁を頂きたいと思います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 区画整理事業に関して、財産権の規制を加え、どのような規制等もあるのかという御質問でございますが、まず区画整理事業の中に建築行為の制限ということで第76条というのがございます。こちらにつきましては、区画整理事業の施行の

障害となる恐れがある土地の形質の変更，もしくは建築物その他の工作物の新築，改築もしくは増築を行い，または政令で定める移動の容易でない物件の設置，もしくは堆積を行おうとする者は，当該市の市長の許可を受けなければならないとございます。その目的でございますが，その目的につきましてもは区画整理事業の事業計画が決定し公告されると，その区域は土地区画整理法第76条の規定に基づき，建築行為等が制限されます。これは事業の円滑な進捗を図るとともに，建てたばかりの建物がすぐに移転しなければならなくなる等の社会的損失を最小限にするということを目的とされております。行為の期間と致しましては，許可を要する期間を土地区画整理法第76条各号の公告の日からということになりますので，当該区画整理事業につきましてもは，当初の平成8年9月26日ということになります。それから，換地処分公告の日までの期間，いわゆる造成が完了するまでの期間というふうになっております。指定と致しましては以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） ある意味，都市計画法にせよ，区画整理法にせよ，その事業がある意味，都市計画法に基づいたのは中・長期の竹原市の未来の設計図に基づいて様々な工事制限をすると，こういうことになるわけです。区画整理事業法においても，基本的に最初に認可された期間内においてその一定の都市形成なり開発行為の実現をして，ある意味そうした財産権，建築行為の制限を加えるということはすなわち財産権の侵害なのです。今度は憲法に基づいて，自らが所有する財産については自由に自らが使いあるいは売るなり貸すなりして，自由に処分をして財産的価値を得るということです。

したがって，売りたい人もいればあるいは自ら使用したい人もいるだろうし，あるいは貸したいという人もいるでしょう。どうしても，そうした憲法が保障した財産権の保障をするためには，これは一日でも，1年といわず，本来なら一日でも早く事業を竣工させて，計画区域内における地権者の皆さんの財産権の完全なる保障へ向けて突き進むという，私はやはり重い責任があると思うわけです。

そうした意味で，副市長の方に建設産業部長就任時にもお伺い致しましたが，自ら現地に出向いて云々ということはさておき，建設部長以下の職員を督励して一日も早い事業の竣行を実現するために，今日段階与えられた職責を十二分に果たしていく決意等について一言その表明を頂ければと思いますので，よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 先ほど来議員の方からもいろいろございましたが，区画整理事業

につきまして市の中心部の、ある意味必要な地域においてまちづくりを行っていくと、将来の竹原市が持続可能なものになるという上でも、非常に重要な事業であるというふうに考えております。

今回期せずしていろいろ努力したにも関わらず、今の認可期間内という完成が見込めないというような状況の中で、認可変更という手続に向けていろいろと協議をさせて頂いているところでございます。関係者の方々につきましてもいろいろと御心配の部分というのはあると思いますが、早期完成を目指して努力していきたいと。そういうふうにする事によって、事業強化が発現して面的な整備を行っていけるというふうに考えておりますので、引き続き職員一丸となって努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） 市長が就任して以来も、今の照蓮寺からずっと432に接続する最終のところその事業が行き詰まっていたということも御指摘をさせて頂いて、住民あるいは地権者の理解を得るためには一つずつその結果を実現して、どうでしょうか皆さんと、よくなったでしょうということを、そういう実態をお見せすることによっていろいろ事業計画から事業実施、そして今日に至るまで行政不信なりそうしたものを強く抱かれて、例えば氷の塊のように閉ざされておった心が、私は一つずつ溶けていくのではないかと思いますのです。

ですから、いろいろありましたけれども、照蓮寺から432へ接続する道路というものが完成すれば、これをどのように評価するかいろいろあると思います。もちろん職員の努力もあるでしょう、また地権者の御理解もあったでしょう。しかし、間違いなく続いたことによって、これからこうなっていくのだなという将来の見通しといいますか、事業完成への見通しというのがそれぞれの地権者において持たれるとするならば、やはりここまで来て意地になって、あるいは自らの意思を貫き通すことによって、むしろ自分が生まれ育った地域の発展を阻害するとするならば、やはりいろいろあったけれども地域と、先日ありました、人のきずなに結ばれた地域というのは、これは積極的な推進派、あるいは消極的な賛成派、あるいは強固な反対派、それぞれの正義に基づいた考え方、行動というのはどうかと思いますけれども、そうは言いながらも、自らが生まれ育ったその地域がいつまでもそうした立場の相違によって引き裂かれるということを望んでおられる住民は絶対にはないと思いますのです。そうした意味では、結果を出すと同時に、これまでとは違う取組と

というのが私は求められるのではないかと思います。というのは、心に響くような職員の取組と申しますか、おそらく。ですから、いろいろ大変だろうと思います。一時なかなか事業が進まない時にも、はっきり言えば公務員という一つの 카테고리 から外れた職員のムチャクチャ流というか、大丈夫かというような、そういうことも注意というかアドバイスをしないといけないような、職員の積極的な継続した取組の中で大きく前進をさせていったわけです。

そうした意味においては、これから本当にしんどい胸突き八丁のあと19%、これをやっていくためには、やはり10年前、困難な状況乗り越えた職員みたいなそういう職員配置というのを是非ともして、何としても一年でも二年でも早期に事業を完成させるという人事配置というのが必要であろうと思いますけれども、来年度の予算編成を問うたわけでありますから、そうした意味において、区画整理事業に対する熱意ある、夜も昼も問わないようなそうした積極的な職員配置等について要望をしておきたいと思っておりますけれども、総務部長の方からその点、答弁頂ける範囲で構いませんので御答弁を頂きたいと思っております。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今議員の方からございましたように、区画整理事業、残り約2割ということで、今重要な時期に来ているということは我々も認識しているところでございます。職員の配置につきましては、またこれは適切にしていまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 10番宮原忠行議員。

10番（宮原忠行君） いずれに致しましても、困難な状況を打破するには、いわゆる型にはまった公務員の思考形式とか行動様式では絶対に殻は打ち破れないわけです。そうした意味では、即答はなかなか難しいと思っておりますけれども、何度も繰り返しておりますけれども、区画整理事業という開発行政を通じて、そうした開発行政と人権とか福祉行政というものが二項対立的に捉えられることのないように、最大限の配慮を要望しておきたいと思っております。

それでは、3番目の質問に移りたいと思っております。

質問は、職員組合との今年度の賃金交渉において、かかる問題意識に基づいた交渉が行われたのか、交渉経過と労使合意の内容について市長の報告を求めますと質問をさせて頂

いたわけでありませぬけれども、そうした交渉経過とか労使合意の内容について全く答弁頂いてないと思ひます。おそらくこれ以上再質問を展開しても、答弁はしがたいということになろうかと思ひます。私は、何度も申し上げますけれども、政治は結果なのです。結果において本当にやる気があるのかないのか、これが明らかになるわけです。もちろんそれが、先ほどから申し上げてきましたように都市計画とかあるいは区画整理事業のような一定の長期間を要する事業計画なら進み具合に山があり谷がありというようにいろいろ紆余曲折ありますけれども。

こうした問題について、私の経験で申し上げますと、私が市役所に入りまして一番最初にお仕えをさせて頂いたのが森川市長でした。その当時、私も市職労の執行委員なり何なりの形でいろいろ交渉させて頂いて、夜中の11時、12時に市長が自宅から出てこられるというような状況もありました。また、小坂隆市長の時においては、その時私は執行部ではありませんでしたけれども、県からお越し頂いた当時の総務部長あたりからのお話を聞きましても、やはり市長が相当、ある意味自らの信念に基づいた竹原市職員の給与に対する考え方というのを確固として持つておられました。そして、労使交渉を重ねてなかなか市長の決裁が得られないというような状況の中でも、最終的に当時の総務部長が組合との交渉を受けて、夜中に小坂隆市長のところへ出向いて決裁を仰ぐと。そして、当時の小坂隆市長は、私も職員はかわいいと、そしてあなたがそこまで言うのならば決裁しようということで賃金交渉が確定をしたというようなこともございました。

そこで、最後にしますけれども、市長、答弁はもう頂きません、いずれにしても職員の賃金水準を最終的に決定する、もっと言えば組合との交渉における最終的な決断というのはやはり市長であることは間違いないわけです。そうした意味においては、やはり問題意識は共有をして頂いているわけでありませぬから、何としてもその共有する問題意識が実現できるような今後の取組というのを期待をさせて頂きまして、私の一般質問を終わらせて頂きたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（道法知江君） 以上をもって10番宮原忠行議員の一般質問を終結致します。

議事の都合により、2時10分まで休憩を致します。

午後1時55分 休憩

午後2時09分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順位6番、堀越賢二君の登壇を許します。

5番（堀越賢二君） ただいま議長より登壇の許可を頂きましたので、発言通告書に基づき、壇上にて一般質問をさせていただきます。快政会の堀越賢二です。どうぞよろしくお願い致します。

今回は、大きく3つの質問をさせていただきます。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障，税，災害対策の分野で効率的に情報を管理し，複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用する制度であり，国の機関や他市町村等との情報連携が可能になることで，窓口等での各種申請手続きの時に必要となる添付書類が削減されるなど，市民の皆さんの利便性の向上や行政事務の効率化が図られるとあり，平成28年1月からは希望者からの申請によりマイナンバーカードが交付されています。

そのマイナンバーカードには，氏名，住所，生年月日，性別，マイナンバーなどが記載され，本人の顔写真が表示されており，本人確認のための身分証明書として利用できるほか，国税の電子申告などのサービスに利用されています。

そこで最初の質問として，今現在の竹原市におけるマイナンバーカードの発行状況と利便性の向上や行政事務の効率化が図られている事例を教えてください。

続いて，今年の夏に新聞報道もされました，一般社団法人竹原地区医師会や竹原市など11団体でつくる竹原地域医療介護推進協議会（バンブーネット）が認知症患者の支援で協力する連携協定を製薬会社大手のエーザイ株式会社と，県内の市町としては初めてその協定を結びました。

現在認知症の人の見守り支援ツール（MAMOR I O）の導入がされていますが，これは多くの方がアプリを利用することで，タグを持つ認知症の方の徘徊による行方不明事故の解決に役立てることができるというものです。位置情報を検知するには，多くの方のアプリ利用が必須であります。小学校児童，中学校生徒などに，これからの社会保障制度に理解を深めさせるためにも，現状の理解と必要性，また地域との深い関わりが必要で，自分も社会に必要とされる人間であるという自己肯定感の醸成に役立つのではとの考えから，医療関係者による出前講座の実施の検討がされています。教育委員会として，スケジュールの調整など積極的に取り組み，実施に向けていくことが必要であると考えますが，教育長はどのようにお考えかお聞き致します。

3点目として，現在竹原市の市街地を流れる本川の河口部に設置されている防潮水門と

排水ポンプ場は、高潮による浸水被害を防ぐための設備であります。平成16年と17年に台風に伴う高潮のため広い地域で浸水被害が発生し、最も被害が大きかった平成16年8月の台風16号では床上浸水94戸、床下浸水379戸の被害があり、浸水面積は12.7ヘクタールに及び、市内各所において停電も発生し、市民生活に多大な影響と被害を与えました。

また、同年9月の台風18号では床上浸水35戸、床下浸水145戸。平成17年9月の台風14号でも床上浸水3戸、床下浸水110戸の被害がありました。防潮水門と排水ポンプ場は約26億円をかけ整備され、そのポンプは毎秒9立方メートルの排水能力を持っており、水門と合わせて運用することで平成16年の台風16号レベルの高潮でも浸水被害をゼロに抑えられるものとなっています。

しかしながら、現在大潮などの潮位が高い日などには住宅地への流入や道路の冠水などが見られます。確認をした場所として、元広島銀行前や竹原市の重要文化財である森川家住宅前の水路への流入や道路の冠水などがあり、付近住民の方や道路利用者や観光客の方々から不満や心配の声が上がっています。せっかく巨額な投資をして整備をしたにも関わらずそのような状況が見られることは、非常に残念なことです。

そこで、水門の開閉の判断や実施はどのようにしているのかをお聞き致します。

以上で壇上での質問を終わります。

答弁によりましては、自席にて再質問をさせていただきます。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 堀越議員の質問にお答えを致します。2点目の御質問につきましては、教育長がお答えを致します。

1点目の御質問についてであります。マイナンバー制度とは社会保障、税、災害対策の3分野において分野横断的な共通の番号を導入することにより、複数の機関が保有する個人に関する情報が同一人物のものであるということを実際にかつ迅速に確認することができる制度であり、これにより国、県、他市町村等とのデータによる情報連携が可能となり、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な税・社会保障制度の実現につながるものであると認識致しております。

本市におけるマイナンバーカードの交付状況は、平成28年11月30日現在で2,711枚を交付しているものであります。平成29年7月からマイナンバー制度での情報連

携が開始されますと、データにより情報が取得できることにより、照合、転記等に要する時間や労力が削減され、行政手続が正確かつスムーズに行うことが可能となります。また、同じく平成29年7月から行政機関でのマイナンバーを用いた個人情報のやりとりが確認できるほか、行政機関が保有する住民に関する情報や行政機関から住民に対して必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるようになるマイナポータルが運用が開始される予定となっております。こうしたことのほか、子育て関連手続などについてオンライン申請の利用なども順次予定されており、今後においてもこれらマイナンバーカードの活用事例やメリットを広報やホームページなどで広く住民に周知し、カードの取得率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてでございますが、本川排水機場につきましては広島県が河口部沿岸の高潮による浸水被害の防止を目的として平成18年度から高潮対策事業として建設に着手し、平成25年10月に供用を開始したものでございます。

この本川排水機場の管理につきましては、河川管理者である広島県から河川法の規定に基づき本市が委託を受けており、排水機場の操作及び保守管理等については、専門業者に委託しているものであります。

水門の開閉の操作につきましては、広島地方気象台から竹原市に高潮に関する特別警報、警報または注意報が発令された時、または広島地方気象台から広島県に津波に関する警報または注意報が発令された時に、本市から委託業者に要員の待機を指示し、これに基づき排水機場に待機して警戒体制に入り、水門の開閉の判断や実施については、広島県の本川水門等操作要領により定められた水位での水門の開閉操作を行っているものであります。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 堀越議員の質問にお答えを致します。

2点目の御質問についてでございますが、医療関係者と小中学校との教育委員会の調整の必要性につきましては、御質問にもあるとおり、児童生徒が地域社会と関わることや社会に役立つ経験を通じて自己肯定感を醸成していくことが、将来地域社会に貢献する人材を育成するためにも、学校教育において大変重要であるものと考えております。

現在、学校におきましては、生活科や総合的な学習の時間、学校行事などにおいて地域の方と一緒に活動したり地域の歴史などについて教えて頂いたりする場を学習活動として設定し、地域の方との触れ合いを通じて、自分の住む地域に愛着を持てるように指導して

おります。また、ふるさと学習やボランティア活動などを通じて、地域における役割を担う経験をさせるなど、児童生徒の自己肯定感を醸成する取組も行っております。

認知症をはじめとする健康問題や社会問題につきましては、高齢化が進む現代社会において、児童生徒も発達段階に応じて理解することが必要であると考えておりますので、外部講師の招聘も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） それでは、再質問をさせていただきます。

マイナンバーカードについてですが、これは住民基本台帳カードがありました、現在マイナンバーカードの方が2,711枚ということですが、住民基本台帳カードの発行の状況と比べて、これはどういったような状況でしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） もともとありました住民基本台帳カード、これにつきましては700枚の発行がございました。それで、マイナンバーカードを取得しますと同時に住民基本台帳カードの方は廃止となりますので、それで入れ替わっていくわけですが、現在のところの発行は、先ほど市長の答弁にありましたように先月末で2,711人に交付をしている状況でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） いろいろあったマイナンバーカードですが、住民基本台帳カードと比べても発行状況、交付状況は上がっているとするのか、まだ1割程度にとどまっていると見るべきか、これはいろいろあるところではありますが、このマイナンバー制度、カードを使えば一体どういったようなメリットといいますか住民サービスが受けられるのか。先ほどの答弁にもありましたが、来年の7月からマイナポータル、情報提供等記録開示システムということで、これであれば情報提供の記録の表示、これは自分の特定の個人情報、いつ、誰が、なぜ情報を提供したのかそういったような確認ができる機能であったり、自己情報表示——行政機関が持っている自分の特定個人情報について確認をすることができる機能、プッシュ型サービス——一人一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する機能、ワンストップサービス——行政機関などへの手続を一度で済ませる機能といったようなものが来年の9月から始まろうとしているものだと思います。後は、こういったようなことになると引越などの際の官民横断的な手続のワンストップ化であった

り、納税などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービスも今後検討をされているということでもありますので、様々な住民の方の受けられるサービスが向上するのではないかと思います。いいことであれば、発行とといいますか交付の率も自然と上がってくるでしょうし、カードを発行しなくてもマイナンバーがあれば済むことだよというところもあるのですが、やはりカードを発行することでのメリットというものを、もう少ししっかりとPR、うたった方がいいのではないかと思います。

というのも、当初から個人情報が漏えいするのではないかとかそういったようなものに対する安心ですよ、大丈夫ですよという制度自体の説明に力がいって、なかなかメリットという部分が見えてこないという状況があったと思いますが、この点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） このマイナンバー制度の中における、まずカードを持つことの市民の利便性の向上を申し上げますと、現時点におきましては、運転免許証を持たない方の公的な身分証明ですとか、先ほど議員からも御紹介がございました、電子申告における利用、またコンビニ交付等が導入されればカードを持つことによってコンビニにおける証明書の交付等が可能になってくるという、現時点ではこれだけ、カードを持つことと持たないことの差というのはこういう状況でございます。

しかしながら、先ほどこれも議員の方から御紹介がりましたが、来年7月からマイナンバーのポータルサイト、マイナポータル、これが開始されます。このマイナポータルは自宅のパソコン、カードリーダーが必要にはなってくるのですが、自宅のパソコンからこのマイナンバーカードを使ってログインすることになります。そうした中で、先ほどこれも御紹介ありましたが、マイナポータルとしては、個人情報がこういった形で業者の中で利活用されたかそういった履歴、またカードの中の情報、こういったものが自分で確認できるということがございます。

その他のサービスの利便性の向上と致しましては、子育てや福祉、介護など行政手続きがワンストップでできる、これも御紹介ありましたが、そのほか予防接種や乳幼児健診のお知らせなどが、行政から自動的に届いたりするといったことが可能になってきます。

このマイナンバー制度とといいますのは、行政間の情報の交換ですとかそういったものを超えて、市民生活のあらゆる分野でのサービスの向上が今後進んでまいります。そうした中でこのカードを持っていることで、よりそのサービスを効率よく使って頂ける、そうい

う意味でもこのカードを持って頂くということは非常に重要であると考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 先ほどの答弁の中にもありましたように、コンビニエンスストアでのサービスというところで、実は隣町の安芸津町においては、コンビニの端末において現時点でもサービスが受けられるような状況にあります。もし竹原市でそういうふうな利用ができるような状況にするためには、現実的な費用対効果なのか、導入するに当たって経費といたしますか、そういったものについてお聞かせ頂ければと思います。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） コンビニ交付についての御質問でございます。

このコンビニ交付は、マイナンバーカードを持つ市民の皆様が住民票ですとか印鑑証明また所得証明や課税証明、こういったものを市内はもちろん市外、県外のコンビニエンスストアの店舗において取得ができる。市民の皆様にとっては利便性の向上、極めて高い事業であるということから、本市におきましても、マイナンバー制度の開始を契機に致しましてこのコンビニ交付の導入について現在検討を致しているところでございます。

現在検討を進める上で課題となっておりますことは、今議員の方から少し触れられましたが、導入経費でありますとかランニングコストに多額の費用を要する、こういったことがございます。費用対効果を考えますと著しく乖離している状況になりまして、本市におけるマイナンバーカードがさらに普及率を高めて市民の多くの方が取得して頂けるようになれば、この費用対効果の部分が徐々に解消はできるというふうに考えております。そうした意味でこの導入に向けて、現在慎重に検討をしている状況でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 今具体的なその金額というか、導入の経費といたしますか、例えばこれを取得するには実質これぐらいの費用がかかってしまうというものが数字であれば教えて頂ければ。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 申しわけありません。

コンビニで発行できるものを、住民票と印鑑証明または戸籍、こうやって項目を増やすごとに当然経費というのは増えてくるわけですが、例えば住民票と印鑑証明に加えまして戸籍の交付、ここまでを含めると導入時に5,800万円から6,400万円かかる

試算しております。また、これを導入致しますと、当然ランニングコストというものが別にかかってまいります。これにつきましては年間に1, 200万円程度のコストがかかってこようかと思えます。今の申し上げました部分から戸籍を除いた住民票と印鑑証明だけ、これを想定致しますと導入に4, 300万円程度、年間経費と致しましては860万円程度、こういった試算を行っております。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 東広島すごいなといったような感覚があります。実際導入の費用、ランニングコスト等々考えるとなかなか、幾ら住民サービスの向上のためとはいえ難しい、悩ましいところではありますが、やはり始めた以上はしっかりとした広報、周知徹底をして頂いて、コンビニエンスストアの対応は別として、様々ないいところがあるからということ。

ただ、私がこのマイナンバーカードというところで、少し竹原市のホームページをのぞいてみますと、トップページの右上の方にウサギのマークのあるところから、これは誰もがそこから制度についての、どういうことかなと調べる窓口としてそこから入っていくと思うのですが、入った後も非常に何がいいのか悪いのか、単なる制度の説明だけで、リンク先にいろいろいかないとメリットがわからないという部分がありますので、やはりいいところをしっかりと訴求していかないと結果はまずついてきません。また、そういうようなホームページにおいても、制度説明していますよ、ここに載せていますよというものではなくて、これはどのバナーであったりいろんなリンクであったり表示方法であったり、表示した後の住民の皆さんの、ホームページのこれは使いやすかったですかというようなところも含めて、ホームページの内容の充実等々が必要であるかなとも思います。これはホームページ等の質問ということで、このマイナンバーカードとは少し違いますが、やはりマイナンバーカードの、よりよさを知って頂くためにはそういったような知って頂くためのものの準備というのがおのずから必要であると思えますので、ホームページの中のマイナンバー制度についても少し内容を精査して頂ければと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） マイナンバーカードまたマイナンバー制度に係る市全体の広報のあり方ということでの御質問かと思えます。

番号法が28年1月から施行される中で、我々としましては、まず法律事務に関しまし

てマイナンバーの記載が必要となる事務また書類の例ということで、今御指摘のあったバナーをクリックしますと、そういった今現在申請等々で必要になる事例ということでそれぞれ暮らしであるとか保健医療、税金、介護福祉、子育てといったような大きな区分に分かれて問い合わせ先を掲載している状況ということで、この辺のところ、このマイナンバーカードそのものに対するメリットが伝わってこないというような御指摘でございますので、いわば市民満足度の向上に向けたこういった情報発信のあり方についての御提言かというふうに受けとめまして、今出前講座等も市民生活部それから総務の情報政策それから広報である企画というようなことで、合同で出前講座のこともメニューとして挙げさせて頂いておりますが、全体的に今御指摘のあったマイナンバーのメリットであるとか今後の活用情報等、情報が更新される時期も合わせまして今後検討させて頂きたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 是非とも先手先手ということで、よりメリットがわかるようなものをつくって、そういう方向に変えていって頂きたいと思います。

先ほどあった中にも、自宅のパソコンからということもありますけど、結局は今のところ自己負担でカードリーダーを導入してということになると、余り現実味がない話だなというところもありますし、この制度においてしっかりと住民の皆さんに受け入れられるようなものにしていくためにも、カードの交付率のアップのためにも、先ほどのことを含めてしっかりと進めていって頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続いて、排水機場についてであります。先ほどの答弁の中で広島地方気象台から竹原市に高潮に関する特別警報、警報または注意報が発令された時に対応するよということですが、これは発令されないと対応できないといったようなものの意味合いでしょうか、どうでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 御質問の件でございますが、先ほど市長の答弁の中にありましたように、水門の開閉については広島気象台から竹原市に高潮に関する特別警報、警報または注意報が発令した時というふうになっています。または、広島気象台から広島県に津波に関する警報または注意報が発令した時に本市から委託を受けた業者に、待機を指示し、これに基づき排水機場に待機した警戒体制に入りまして、水門の開閉の判断や実施について、広島県の本川の水門等策定要綱に基づいて開閉操作を行っているということで、

基本的には警報の発令、注意報が発令した時ということになりますので、御理解の方よろしくお願い致します。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 答弁にもあるように、そうでなければせっかくつくった水門も開き放し、機能しないとは言いませんけど、最初の質問の中にもあったように道路の冠水であるとか住宅地へ流れ込んだりとか、非常にそういう状況があるといったようなところで。

これは、今のままの広島県の本川水門等操作要領に定められた水位でのということですが、今の現状のままでいいという思いでしょうか、それともこの部分に関しては、そうはいえども改善しないと今の状況は直らないとするものなのか、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 御質問の注意報が発令されてない時の大潮時の浸水対策をどうするのかというような御質問でございますが、高潮注意報が発令してない大潮での本川沿いの浸水対策につきましては、護岸や堤防などの河川管理施設の点検を実施するとともに大潮の時間帯でのパトロールを強化し、護岸への亀裂や雨水管あるいは下水管から逆流による海水の浸水が発見された場合については浸水の原因を調査致しまして、県とも十分に連携をしながら浸水対策に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 目視による点検ですとかパトロールということですが、今年の10月の時に、皆さんもカメラを片手に夜スーパームーン、本当に大きいお月さんを写真で撮ったりですとかそういうことをされた、あの時にはやはり特に警報であるとか注意報等々は発令はされていなかったと思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の日なのですが、ちょうど10月14日前後になるかと思いますが、その前の日に注意報が発令した時には開閉の処理をさせて頂いたというようなことがございます。ちょうど御連絡があった時には注意報が発令されてない時だったので、水門が稼働しなかったという状況があるので、繰り返しになるのですが、やはり十分に今後はそういった場所があれば現場にすぐ出向いて点検なりさらにパトロールを強化して原因を突きとめて、県とも連携をとって対策を講じてまいりたいというふうに

考えています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） そうです、ちょうどその当時冠水をして、こういうことがあってはいけないということで、その時に、次には水門が閉まってきちんと河川の水も排出できて、そういったような道路が冠水したりとかそういう逆流をするといったようなことも見られなくて、その当該地区の方も非常によかったねと、やっぱり閉めればちゃんと構造物が機能して、役に立つのだなといったようなところで非常に喜んでおりました。

また翌日です、注意報等が出ていなかったのでしょうか、警報も。でも、やっぱり潮位があつて逆流をしてまた同じ。その時には市民の方からは何も連絡等々もありませんでしたが、見に行くとそういう状況であつて、その後お話をする中で、あの時また上がったんだけど連絡なかったですよねというような話、市役所の方へ連絡もされましたかって言ったら、いやもう連絡はしなかったのよ、言ってもだめだからというような返事なのです。

今のままのマニュアルでやると、こういったようなことがどうしても起きてしまうのです。それは、非常に潮位が高くなるような数値が出ない時も、現状としてそういう状況があります。そういうことで住民の方も困っている。ただ、それを解決するためには、門を閉めて潮水を出せば、川の水を出せば間違いなく改善できるのですが、操作要領というものがあつてそれを阻害しているのであればこれを見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まずは現地に出向いて、もし冠水とか逆流があるようでしたら、担当課の方に連絡頂ければすぐに現地調査をしまして、すぐに対応できることについては対応すると、あるいは県と連携しなければならない部分については、県と連携して対策を講じてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） そもそも論になりますが、そうならないためのものですので、目視の点検等々もされているのもよくわかっております。ただし、そういうことをしてもそういう状況が発生しているということは、潮位が少し高くなっても、例えば逆流をしている部分の工事、改修、修繕等々をすれば対応も十分できるものだと思いますので、おおよその原因はもうわかっていると思いますので、是非ともしっかりと一つずつ詰めて、できる

だけ早い、潮の満ち引きは年中ありますので是非とも、そちらの方は早く改修なり改善をして頂いて、また運用上で難しいところがあれば、住民の皆さんの目線に立って、しっかりと設備がありますので、そういった本当の意味での利活用ができるように進めていく変えていく、対応して頂きたいと思います。

いろんな行政運営をしていく中で、住民の皆さんにそういう諦めのムードといいますか、そういったような感情を持たれるといったようなことが非常に問題があると思いますので、そういうことを少しでも減らすためにも今後しっかりと対応して、あれからもうこんなことなくなったよねというようなことで、また冠水がひどい時には、連絡してからだともう冠水しているので、それから対応するというのも非常に現実的な話ではないので、そうなる前の対応をお願いして、現状ですと、車が森川邸さんの前を通ると、重要文化財のものに潮水がかかってしまうとかそういったような、竹原の財産が劣化をしたり傷むといったような状況もありますので、是非ともこちらの方は強く改善を求めます。

それでは、3番目の教育委員会等のことですが、まさに答弁書に書いてあるとおりのことです。もうこの答弁書を見ますと何も言うことが、質問することがないのかなといったような内容ではありますが、質問にもありますが、タイミング的にこういうようなことがあれば次年度に対応できるものなのかどうなのか、そちらについてお伺いします。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 教育編成のカリキュラムにつきましては、前年度の12月から1月、2月にかけてその編成を行ってまいります。したがって、このような医療関係者の出前講座等々の計画がございましたら、十分に可能でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） そういうことで、要望等あればしっかりと対応して頂きたいと思えます。

そこで、なぜこれが必要なのかということは答弁にもあったように、様々な社会に役立つ、そういったような自己肯定感を醸成していく、これが非常に大事なことであるという答弁も頂きました。子どもを地域で育てるといったようなことの重要性についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 子どもを地域で育てる重要性ということでございま

すけども、地域と関わる学習活動についてはそれぞれ各教科で活動をしておりますけども、発達段階に応じてそれぞれ活動しているということでございます。各活動が単発にならないように関連をつけて活動していきたいということで、あと、地域に貢献できるような人材を育成するという面も含めて重要なことであるというふうに思っております。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） そして、何より大事なことは、こういったようなことを継続してやっていくということが非常に大切なことではなかろうかと思えます。

先日、常任委員会の方で視察をした時に、三重県津市の英語教育の事例として、これも我々が視察に行った時であれば、通常知らない人が来ると教室が少しぎわついたりとか、何か授業の中の妨げになるような部分があったりもしますが、非常に児童たちが慣れているといいますか、そういったようなものを受け入れることに慣れている。これはもう低学年のころからずっとやっていることなので、そういったようなことがあっても全くその授業に影響されることなく、また逆に我々の方にもフレンドリーに話しかけてきたりして、逆に英語で言われるもので少し困ったりした部分もありましたが、これは連続してずっとやっていくいい結果だと思います。これは英語の学力云々ということでなくて、ふだんからそういったようなものが蓄積されてその個人の力になっている、そういうような環境に身を置くことで、自分も社会の中の一つの大事なものであるといったようなこともしっかりと植えつけられるのではないかと思いますので、是非ともこうして継続して学ぶこと、そういったようなことについて力を入れて頂きたいと思えますし、今後様々な団体からそういう要望等々があれば柔軟に対応して頂きたいと思えますが。

これは少し部門も違いますが、そもそも地域包括ケアであるとか社会福祉の関係等にもなりますが、市内においてMAMORIOを使った模擬訓練ですとか実証実験が行われましたけど、こういったようなことに関して、福祉の観点から児童生徒の方に参加を促すとか参加をお願いする、そういったようなことはお考えかどうか、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思えます。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 今回の議員の御質問の内容につきましては、御説明にもありましたとおり、バンブーネットさんとそれから大手製薬会社との協定に基づく認知症対策の一つの事例からの御質問でございます。

御発言にもありましたように、地域包括ケアの構築というのは今竹原市、全国的には

ありますけれども、非常に重要なテーマとして掲げられております。このテーマにつきましては、介護保険法の改正から端を発して、現在では医療と介護の連携という大きなテーマのもとにこの事業の推進を図るべきということで、その全体的な成果として地域包括ケアが推進されるという中身になるわけですが、その中で中学生小学生の時代から、いわゆる福祉行政に関わる事案について取り上げまたは触れて頂くということは、将来における、一つ言えば担い手となり得るまたは支援者となり得る可能性というものも当然あるわけですが、これらの取組によって、将来地域貢献を担う人材が養成されるという面では、非常に重要な取組ではないかというふうに思います。

現状MAMORIOの実証実験の中にも、地域の各種団体の方を交えて取組が進められているような地域もあるわけですが、これらの中にどのような形で小学生、中学生またはその他の団体の方に加わって頂けるかについても、まだ具体的な実証実験の段階でありますので、これらを通じてどのようなことができるかについては、我々としても、担当部署として教育委員会と連携してまいりたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） やはり部局といいますか、教育と福祉、部局は違いますけどしっかりと連携がなければこういったようなものが前に進んでいかないと思いますので、今後より一層の連携をお願いしておきます。

最後になりますが、持続可能な行政運営をしっかりとしていくためには、行政が進めている今の事業であったり、今後しっかりと推進していかなければならない事業について正しい理解をして頂き、先ほども申しましたが、住民の方の協力がなくては不可能でございます。理解をして頂き、協力して頂き、信頼をして頂くためにも、行政としての迅速かつ適切な対応、わかりやすい説明等々が非常に重要だと思いますが、市長におかれましてはどのようにお考えか、最後にお聞かせ頂ければと思います。

議長（道法知江君） 市長。

市長（吉田 基君） 今回の議会におきましても、いろいろな角度でいろいろなことについても御指摘、御指導頂いております。

今日の堀越議員の質問の中にも、子どもの育成と地域と教育、これらはやはりどうしても地域が力を持った、これからの少子化あるいは人口減少社会の地域を支えていく力全てが相関関係にあるというふうに認識致しております。

いろいろな事業を通じながら、竹原市が持続できていくように、課題もはっきりしている

ところが多々あるというふうに思っております。一つ一つを乗り越えて前に向けるように考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

議長（道法知江君） 以上をもって5番堀越賢二議員の一般質問を終結致します。

議事の都合により、12月14日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

午後3時01分 散会